

公開用

令和4年3月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和4年3月29日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和4年3月29日 火曜日
II	場 所	教育センター 視聴覚ホール
III	開 会	13時32分
IV	閉 会	14時36分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
委員	金森 良泰
委員	秋山 早苗

VI 欠席委員

委員	岡田 新司
----	-------

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大川 裕之
学校教育部学務指導担当部長	館野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
学校総務課担当課長兼市民文化会館長	石塚 晴美
学務課長	村田 政彦
指導課教職員担当課長	小野 誠
指導課担当課長兼教育相談センター所長	梶村 麗子

【社会教育部】

社会教育部長	関口 信義
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男

VIII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	林 亮平

IX 署名委員の指名

秋山委員

X 会議に附した議案

- 議案第 3 号 令和4年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について
- 議案第 4 号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
- 議案第 5 号 教育財産の用途廃止について
- 議案第 6 号 春日部市教育委員会規則で定める申請書等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第 7 号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 議案第 8 号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について
- 議案第 9 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医及び学校歯科医の委嘱について
- 議案第 10号 春日部市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第 11号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 12号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 13号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

報告事項

- 報告第 2 号 春日部市学校給食費公会計化運用方針について
- 報告第 3 号 令和3年度活躍する春日部の子供たちについて
- 報告第 4 号 令和3年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

- 報告第 5 号 令和4年度当初教職員の人事異動について
- 報告第 6 号 春日部市二十歳を祝う会実行委員会要綱の制定について
- 報告第 7 号 春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定について

- 報告第 8 号 令和4年3月春日部市議会定例会について

XI 議題及び議事の概要

1. 鎌田教育長

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。秋山委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第3号 令和4年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第3号 令和4年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、提案理由、及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、令和4年度の基本方針・重点施策を定めたく提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして説明申し上げます。

別冊「令和4年度 基本方針・重点施策」をご覧ください。また、資料として、昨年度からの変更点をまとめた「新旧対照表」を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

こちらにつきましては、2月定例教育委員会の勉強会にて皆様に素案をお示しいたしましたが、その後、各担当で最終確認を行っております。素案からの変更点につきましては、「新旧対照表」において色がついている箇所となります。

それでは、概要につきまして、説明いたします。

はじめに、1ページをご覧ください。1ページから3ページは、教育行政全体としての基本方針、及び重点施策となっております。

次に、4ページから5ページは、教育委員会に関する「委員会運営の目標」、及び「委員会活動の重点事項」となっております。

6 ページ以降は、各課の「目標」「主な施策」「主な事業の概要」、及び「第2次総合振興計画前期基本計画の成果指標における目標」となっております。

なお、こちらの「令和4年度 基本方針・重点施策」につきましては、4月上旬に春日部市ホームページにて公開する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号 令和4年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第4号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第4号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和4年3月31日をもって、現委員の任期が満了することに伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき、委嘱したく提案するものでございます

次に、候補者でございますが、議案書3ページの候補者名簿をご覧ください。

1番の、金井 俊二氏は、元春日部市立豊春小学校長です。

2番の、鈴木 静江氏は、元春日部市生涯学習地域推進員です。

3番の、濱本 一氏は、共栄大学教育学部教授です。

なお、3名とも、今年度も事務評価委員を務めていらっしゃる方で、いずれの方も、幅広い知識及び経験を有しており、春日部市の教育を熟知されている方でございます。

任期は、令和4年4月1日から、令和5年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第5号 教育財産の用途廃止についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第5号 教育財産の用途廃止について、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、旧粕壁地区公民館の土地について、今後、公民館としての跡地利用の計画がないことから、令和4年3月31日をもって教育財産の用途を廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき春日部市長に引継ぎを行うため、提案するものでございます。

用途廃止となる財産の詳細につきましては、議案書5ページの「旧粕壁地区公民館の土地明細書」に記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

対象地は現在更地になっており、それを管財課に移管するというところでよろしいですね。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

ご指摘のとおりです。令和3年8月に更地になっており、近隣宅地等に影響がなかったことを確認しましたので、今回移管手続きを進めているところです。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号 教育財産の用途廃止について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第6号 春日部市教育委員会規則で定める申請書等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第6号 春日部市教育委員会規則で定める申請書等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

提案理由でございますが、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類への押印を廃止するため、春日部市教育委員会規則で定める関係規則を整備したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

第2条におきまして、別表第1の左欄に掲げる春日部市立体育施設条例施行規則ほか2つの規則について、合計28個の様式における申請者等の押印を廃止するものでございます。

また、第3条において、別表第2の左欄に掲げる春日部市教育センター実習室規則において、1個の様式における公印の押印を廃止するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

今回は教育委員会規則に定めた様式の見直しということですが、それとは別に定める様式などで押印を求めるものはありますか。その辺りの状況を教えてください。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

今回は市長部局と調整したうえで規則改正を進め、合計で28件の様式の見直しを行います。今後、法改正の状況等に注視しながら、適宜、押印廃止を進めてまいります。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号 春日部市教育委員会規則で定める申請書等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第7号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

議案第7号「春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

提案理由でございますが、龍Q館に関する事務を学校総務課から観光振興課に移管することから、「春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を改正したく、提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

現在、龍Q館の管理につきましては、教育委員会の事務として位置づけたうえで、庄和総合支所にて事務を補助執行しておりますが、観光面から施設運営を行うことが効果的かつ効率的であることから、市長部局の観光振興課に事務移管を行うため、第2条第2号の

龍Q館の管理に関する条文を削除するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

これまで龍Q館のどのような部分を所管していたのでしょうか。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

入口付近のギャラリー、2階の展示場及び会議室を所管していた経過がございますが、昨年度の水害で会議室については、国に管理を戻したところでございます。なお、その維持管理については、年間380万円程度の予算で受付、清掃業務等を行っておりました。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第8号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

石塚館長、お願いします。

石塚学校総務課担当課長(兼)市民文化会館長

議案第8号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその主要内容について説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

提案理由でございますが、押印文書等の見直し方針に基づき、様式の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

規則で定める、各申請書におきまして、領収日付印欄を削除するものでございます。

議案書12ページをご覧ください。

様式第1号「春日部市民文化会館使用許可申請書」におきまして、右下にありました領収日付印欄を削除するものでございます。

同様に、議案書13ページ及び17ページの申請書におきましても、領収日付印欄を削除するものでございます。

また、議案書15ページの様式第2号（その1）につきましても、領収書と領収書控えの両方が規則で定めてありましたが、様式5号「使用変更許可申請書」という別の書類の領収書控えは、例規集に載っていないことから、整合性を図るため、削除するものです。

なお、附則につきましても、施行期日を、令和4年4月1日からとするものとし、経過措置として、現在使用している用紙については、当面の間、これを取り繕って使用することができるとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

会議資料に添付されている様式が新しい様式ということによろしいですね。

石塚学校総務課担当課長(兼)市民文化会館長

はい。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第8号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第9号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医及び学校歯科医の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

議案第9号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医及び学校歯科医の

委嘱について、申し上げます。
議案書19ページをご覧ください。

春日部市立小学校、中学校の学校医及び学校歯科医の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

委嘱する学校歯科医の一覧は、20ページにございます。
以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第9号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医及び学校歯科医の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第10号 春日部市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

議案第10号 春日部市立図書館施行規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について、説明申し上げます。

議案書21ページをご覧ください。

提案理由でございますが、図書館資料の制限に関する規定の追加及び行政手続きの簡素化を推進するための押印廃止による様式の変更に伴い、付議事項の規定等を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書22ページをご覧ください。

第2条において、図書館資料を自由な利用に供する例外として、劣化が著しいものや、裁判所の命令により制限措置が取られたもの等に関して、利用制限を明確にする規定を新たに設けたものです。

また、様式第5号及び様式第8号において、申請者等の押印を廃止するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日とするものです。
以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第10号 春日部市立図書館条例施行規則の一部改正について原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第11号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

春日部市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、その提案理由および内容につきまして説明申し上げます。

お手元の議案書27ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、春日部市文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき委員を委嘱したく、提案するものでございます。

文化財保護審議会委員につきましては、条例第3条で、委員は10人以内をもって組織し、第4条では文化財に関し専門的及び技術的に職見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっております。

続きまして議案書28ページに候補者名簿を掲載しております。

10名の候補者のうち、名簿番号1番、8番を除く8名の方々は、いずれも前任期からの再任となります。教育史をはじめ、近世史、考古学、民俗学、建築史、自然史、学校教育と、市域の文化財の保存と活用を推進する上で欠かすことができない領域をご専門とする学識経験者を候補者としております。

また、名簿番号1番の池田様、8番の二階堂様は新たに候補者とする者で、池田様は美術工芸、特に彫刻分野をご専門とする埼玉県立歴史と民俗の博物館の学芸員、二階堂様は市域に生育しております県や市指定の天然記念物の樹勢回復や診断をいただいている樹木医でございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2ヵ年となりま

す。

以上、よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第11号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第12号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

清水課長、お願いします。

清水スポーツ推進課長

議案第12号 「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」

提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書29ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、主な内容でございます。春日部市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例で設置され、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。

スポーツ推進委員は、市民の皆様に、スポーツに関する指導・助言等を行うことをその職務としております。

次に、30ページ、31ページの候補者名簿をご覧ください。

委員候補者は、38名でございます。

なお、委員の任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年でございます。

名簿の右側、「備考欄」に継続と記載しております33名の方は、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第5項の規定により、再任とさせていただくものでございます。

また、新任の委員につきましては、春日部市スポーツ推進委員選任要領に基づき書類審査や面接を行い、名簿番号 8 番、9 番、22 番、37 番および 38 番の計 5 名の方を委員候補者とし、委嘱をお願いするものでございます。

この新任の 5 名の方につきましては、スポーツを通して、地域住民の健康維持や地域コミュニティに、少しでも貢献したいというお気持ちで、応募されたところでございます。以上、よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

条例上、人数の規定はあるのでしょうか。また、選出者のない地区がありますが、これは問題ないのでしょうか。

清水スポーツ推進課長

条例上の定数は 70 人以内となっております。内牧地区については、推薦がなかったため不在となりますが、これまでの推進委員及び内牧地区自治会連合会長等に対し、引き続き働きかけてまいります。なお、不在となってしまう点については、役員会でも協議し問題なしと認識しております。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第 12 号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第 12 号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第 13 号 春日部市教育委員会職員の人事異動についてを議題としますが、本案は職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

議案第13号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

鎌田教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第2号 春日部市学校給食費公会計化運用方針についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

報告第2号 春日部市学校給食費公会計化運用方針について、報告いたします。

議案書の33ページをご覧ください。

学校給食費の公会計化については、昨年6月の定例教育委員会で説明申し上げたとおり、令和5年度からの学校給食費の公会計化に向け、令和3年度において、教育委員会事務局、庁内関係各課、学校職員による各検討組織等において検討を重ねてまいりました。

令和3年度に検討してきた事項のうち、今後の具体的な運用方法の決定にあたり定めておくべき基本事項について、「春日部市学校給食費公会計化運用方針」として定めたものでございます。

議案書34ページ「春日部市学校給食費公会計化運用方針」をご覧ください。

1「学校給食費公会計化の経緯・目的」、2「春日部市の学校給食費公会計化のイメージ」につきましては、6月に説明しました内容から、変更点等はございませんので、説明は省略させていただきます。

35ページをご覧ください。「3 運用方針」でございます。

公会計化のメリットとして掲げられている、学校給食の安定的な実施等を図るとともに、本市の現状を踏まえた上で、大きく5つの項目に整理し、基本的な運用方針として定めております。

各項目につきまして、要点を絞って、ご説明します。

はじめに、(1)本市が誇る「安心・安全でおいしい給食」の継続と充実です。本市の学校給食は、何度も文部科学大臣表彰を受けるなど、非常に質の高い給食を提供しておりますので、公会計化後も「安心・安全でおいしい給食」を継続できるよう、地元業者からの購入や献立の作成、アレルギー対応等については、現状の運営を継続することを示したものです。⑤については、私会計では給食費の納入状況に留意しながらの食材購入でしたが、公会計化により、年間を通じて予算を確保し、安定的に学校給食運営を図っていくことを示したものです。

次に「(2)保護者の利便性の向上」についてです。①は、現在、給食費の引落とし口座は、各学校が指定する金融機関に限定されていますが、公会計化後は、一般的な都市銀行

であれば、普段利用している金融機関から引き落としができるようにするものです。②は、口座で引き落としできなかった場合でも、近くのコンビニや電子納付を可能とするものです。その他、③、④、⑤により、諸手続きの利便性向上を図ります。

続いて36ページ「(3) 効率的な給食費の徴収・管理」についてです。①と②にあるように、市がすでに導入しているシステムや収納管理の仕組みを利用して、効率的に管理等を行うことを定めたものです。

次に、「(4) 透明性の向上・適正な会計事務」について、でございます。①は、公会計化により、議会の議決や監査の対象となり、透明性の向上と適正な事務執行を図ることを示したものです。その他、学校では現金を取り扱わないこと、市の条例に則り適正な債権管理を図ること、公会計化後に発生した債権から管理することを定めております。

最後に、「(5) 学校教職員の業務負担の軽減による児童生徒と向き合う時間の確保」でございます。①の、現在学校で行っている給食費管理や、④の、決算・監査などを市が行うこと等により学校の負担を軽減するものです。⑤については、今回は学校給食費のみを公会計化するもので、給食費以外の教材費やPTA会費等は、今後の検討とすることを示したものです。

最後に、4「学校給食費公会計化の今後の主な予定」でございます。令和4年の6月議会に、学校給食費を管理するための条例の上程を予定しておりますので、5月の教育委員会において、議案としてお諮りする予定でございます。条例制定後の7月に、公会計化の目的やスケジュール等を示した概要を保護者に配付し、9月に、公会計化に伴い必要な手続き等を示したお知らせ、口座登録等の書類の配付を予定しております。また、システム構築等の準備を順次進めて、令和5年4月に公会計を開始する予定です。

報告第2号 につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

教職員の負担軽減につながると思いますが、引き続き安心・安全でおいしい給食を継続できるようお願いします。なお、新就学児童に対する周知はどのように行う予定か教えてください。

村田学務課長

就学時健康診断の機会などを利用し周知する予定です。また、市広報紙や市公式ホームページなどでも周知する予定です。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第3号 令和3年度活躍する春日部の子供たちについてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

議案書38ページ、報告第3号 令和3年度 活躍する春日部の子供たちについて、ご報告申し上げます。

議案書39ページ、40ページ、41ページの資料は、令和3年4月1日から令和3年12月24日までに、文化面、運動面で、全国レベルの大会に出場した春日部市の小学生、中学生について、一覧にまとめたものでございます。

今年度も、新型コロナウイルス感染症が教育活動に大きな影響を及ぼしましたが、このような状況においても、様々な分野で果敢に挑戦し、立派な成績を収めた春日部市の子供たちが多くおりましたことをご報告させていただきます。

報告第3号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

質問ではありませんが、先日の市長表敬訪問について、補足説明をお願いします。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

一覧にある児童生徒のうち、特に優秀な成績を収めた児童生徒10名については、3月22日火曜日に市長表敬訪問を行い、岩谷市長より直接、お祝いの言葉を頂戴しております。

鎌田教育長

他にありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第4号 令和3年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価についてを議題としますが、報告第4号及び第5号については、教職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開の報告》

報告第4号 令和3年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

報告第5号 令和4年度当初教職員の人事異動について

鎌田教育長

それでは、会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、報告第6号 春日部市二十歳を祝う会実行委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第6号 春日部市二十歳を祝う会実行委員会要綱の制定について報告いたします。議案書45ページをご覧ください。

本要綱は、令和4年度より成年年齢が18歳に引き下げられることを受け「成人式」から名称変更して行う「二十歳を祝う会」の企画と運営を効果的・効率的に実施するために設置する、春日部市二十歳を祝う会実行委員会について定めたものです。

次に議案書46ページをご覧ください。

主な改正内容でございますが、第1条について「成人に達した青年男女の新しい門出を祝福する」を「20歳を迎えた若者の人生の節目を祝福する」に改めております。

また、第1条及び第2条の条文中の「成人式」の文言を「二十歳を祝う会」に改めております。

また、第8条において実行委員会の庶務を「社会教育部社会教育課」から「教育委員会事務局社会教育部社会教育課」に改めております。

なお、本要綱は、令和4年4月1日から施行することとしております。

報告第6号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第7号 春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

報告第7号 春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定について報告いたします。

議案書48ページをご覧ください。

本要綱は、春日部市子ども読書活動推進計画を策定するための調査審議を行う庁内検討委員会を組織するため、定めたものです。

次に、議案書49ページをご覧ください。

主な内容でございますが、第2条において、所掌事務を「計画の策定に関すること」などと定めております。

また、第3条において、委員長を社会教育課生涯学習推進担当課長、副委員長を学校総務課長とし、委員を政策課長など6人と定めております。

なお、本要綱は、令和4年4月1日から施行することとしております。

報告第7号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第8号 令和4年3月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

報告第8号 令和4年3月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書51ページをご覧ください。

会期は、2月16日から3月18日までの31日間で行いました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、3件であり、議案第7号、14号及び24号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、一般質問では、24人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、10人の議員から質問がございました。

質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大川学校教育部長

4月定例会につきましては、4月21日、木曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。